

我孫子市長 あて

住 所
届出者 氏 名
〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

小規模簡易専用水道設置届出書

小規模簡易専用水道を設置し、使用を開始したので、次のとおり届け出ます。

建築物の概要

名 称			
所 在 地			
設 置 者 (所有者)		電話番号	
管 理 者 (管理の実務を行う者)	1 管理担当部署又は管理委託会社等		
	名 称		電話番号
	所在地		
	2 建築物所在地における管理組合担当者又は管理人等		
	名称又は氏名		電話番号
	所在地		
主たる用途			
建 築 規 模	延床面積	m ²	地上 階・地下 階
	建築物の数	棟	総戸数 戸
竣 工 年 月	年 月	特定建築物	該当・非該当

水道施設の概要

水 源		我孫子市水道事業・その他()		
受 水 槽	設置方法	屋外 ・ 屋内	設置基数	基
	設置方式	地上式・その他()		
	材 質			
	有効容量			
高 置 水 槽	設置場所	屋外 ・ 屋内	設置基数	基
	材 質			
	容 量 (合計)			
用 途				
主要配管材質				
使 用 状 況			滅菌装置の有無	有 ・ 無

様式第14号（第14条関係）

整理 番号	
----------	--

小規模簡易専用水道施設概要書（台帳）

施設の名 称			
施設の所在地			
設置者の住所			
設置者の氏名		電話番号	
管理者の住所			
管理者の氏名		電話番号	
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・工場・その他（ ）		
給水開始届出年月日	年 月 日	給水開始年月日	年 月 日
小規模簡易専用水道 届出年月日	年 月 日	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用の有無	有・無

水 源	縣市町村 企業団 水道事業		
受水 槽	設置場所	屋内・屋外	設置基数 基
	設置方式	地上式・地下式・半地下式	材 質 鉄筋コンクリート・鋼板・FRP その他（ ）
	有効容量	縦 横 有効水深 m^3 ($m \times m \times m$)	
高置 水槽	設置場所	屋内・屋外	設置基数 基
	容 量	m^3	材 質 鉄筋コンクリート・鋼板・FRP その他（ ）
用 途	生活用水専用・消防用水共用・工業用水共用・その他（ ）		
主 要 配 管	鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩化ビニール管・その他（ ）		
使用状況	水量 m^3 /日	使用者数	人/日
塩素滅菌機の 有 無	有（ ） ・ 無		
(備 考)			

(案内図)

記 事

年 月 日	記 事

様式第15号（第15条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所
届出者 氏 名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

小規模簡易専用水道届出書

次の水道施設が、小規模簡易専用水道に該当することとなったので、届け出ます。

設 置 年 月 日	年 月 日
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
小規模簡易専用水道 となった年月日	年 月 日
添 付 書 類	1 小規模簡易専用水道に該当するに至った経過を記載した書類 2 条例第16条第1項の規定による小規模簡易専用水道の設置の届出に準ずる書類

様式第16号（第16条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所
届出者 氏 名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

小規模簡易専用水道変更届出書

小規模簡易専用水道について変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

設置届出年月日	年 月 日
施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	

様式第17号（第16条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所
届出者 氏 名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

小規模簡易専用水道廃止届出書

小規模簡易専用水道を廃止するので、次のとおり届け出ます。

設置届出年月日	年 月 日
施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

（表）

第	号	
身分証明書		
職名		
氏名		
上記の者は、我孫子市小規模水道条例第21条第1項及び第2項の規定により、立入検査を行うことができる者であることを証する。		
年	月	日
我孫子市長		印

（裏）

我孫子市小規模水道条例（抜粋）

（立入検査等）

第21条 市長は、小規模専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模専用水道の設置者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に小規模専用水道の工事現場、事務所若しくは小規模専用水道施設のある場所に立ち入り、工事の施行状況、小規模専用水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

2 市長は、小規模簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模簡易専用水道の設置者に対し、小規模簡易専用水道の管理について必要な報告を求め、又はその職員に小規模簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入り、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 大きさは、縦6.0センチメートル、横8.5センチメートルとする。